

間の間で何かを分かち合おうとするこ

「シェア」

とは「分かち合い」、

」とは「分かち合い」、仲こ「シェア」からできていェアリングという言葉は

上と右上は1月15日に開かれた日本経団連と連合のトッ プ会談の模様、右下は 2002 年 3 月 29 日、日経連、連合、 政府によるワークシェアリング合意の記者会見、下は年末 年始に開設した年越し派遣村(東京・日比谷公園)



では、「仲間は誰か」という視点から説論自体なお不明確なようである。本稿

ワー

グとは何をすることかというそもそも

せいもあり、

今回もワークシェアリン



深刻化する雇用問題に対応するため、「ワークシェア リング」が再浮上した。日本経団連の御手洗富士夫 会長が「一つの選択肢」と発言し、実際、時間時間 を短くして、雇用を守る選択を取る企業も出始めた。 2002年の政労使によるワークシェアリング合意を 振り返りつつ、ワークシェアリングを雇用対策に位置 づける場合、何が課題かを再考する。



題になって 乱を引きずったまま立ち消えになったのワークシェアリング騒ぎが概念の混 クシェアリングとは っている。しかし、 そもそも何をすることか?

JILPT 統括研究員 濱口 桂一郎

1アリングが話

Business Labor Trend 2009.3

考える上で最も重要なポイントである。
をである。逆に言えば、連帯」とかある。堅い言葉で言えば、連帯」とかある。堅い言葉で言えば、連帯」とかある。堅い言葉で言えば、連帯」とかの範囲の人と「ワーク」を「シェア」とから話なのかが、この問題をしようという話なのかが、この問題をとである。逆に言えば、誰かと何かをとである。逆に言えば、誰かと何かをとである。逆に言えば、誰かと何かを

ノン・ワークシェアリング

まず、誰とも分かち合わないという まず、誰とも分かち合わないという き合うなんてナンセンスという考え方 ち合うなんてナンセンスという考え方である。ワークシェアリングなどやっである。ワークシェアリングなどやっである。ワークシェアリングなどやったら、生産性の高い人間は本来もっとたくさん働いて効率を高められたはずなのにそれができなくなり、本来追い 出されるべきであった生産性の低い人出されるべきであった生産性の低い人出されるべきであった生産性の低い人 というのがごく最近までの主るべし、というのがごく最近までの主流派の考え方であった。

そうすれば、市場を通じて、神の見えざる手によって、自ずからワークはえざる手によって、自ずからワークはを言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいは政府が最低を言わない限り、あるいという理屈である。

企業内ワークシェアリング

次に、仲間は企業の正規労働者だという考え方がある。経営状況が悪化しいう考え方がある。経営状況が悪化しいう考え方がある。経営状況が悪化しいう考え方がある。二〇〇二年にするというものである。二〇〇二年にするというものである。二〇〇二年には「緊急避難型」と呼ばれた。ドイツのフォルクスワーゲン社のものが有名ののフォルクスワーゲン社のものが有名ので「ドイツ型」などとも呼ばれたが、このタイプの「企業内ワークシェアリング」をもっとも大規模に行ってアリング」をもっとも大規模に行ってきたのはむしろ日本であろう。

石油ショック後の雇用調整において 本産用調整助成金を一部活用しつつ補 を雇用調整助成金を一部活用しつつ補 を雇用調整助成金を一部活用しつつ補 を雇用調整助成金を一部活用しつつ補 を雇用調整助成金を一部活用しつつ補 を雇用調整助成金を一部活用しつつ補 をを整理解雇四要件のうちの解雇 関連努力義務として明示している。 ただし、併せて記憶すべきことは、 ただし、併せて記憶すべきことは、 ただし、併せて記憶すべきことは、 ただし、併せて記憶すべきことは、

たたし、伊せて記憶すべきことにたたし、伊間」は正規労働者だけでここでの「仲間」は正規労働者だけである。整理解雇法理でも、非正規労働者の雇止めを(非難するどころか)働者の雇止めを(非難するどころか)解雇回避努力義務の履行として積極的解雇回避努力

労働者全体のワークシェアリング

含めすべての労働者を仲間と考え、すさらに、企業の枠を超え、失業者も

働者の連帯意識の欠乏ゆえであろうか 議論のあるところだが、日本ではそも ング」を指す。その実効性については シェアリングといえばこのタイプの ばれたが、むしろヨーロッパでワーク とったことから「フランス型」とも呼 業者を雇い入れた企業に社会保険料の ジョスパン社会党政権が週三九時間制 出型」と呼ばれた。かつてフランスの え方である。二〇〇二年には「雇用創 われていても、あるいは失業していて うという考え方がある。どの企業に雇 そも検討の対象にもならなかった。労 使用者負担分を減免するという政策を を三五時間に短縮し、これに併せて失 も、すべての労働者が仲間だという考 べての労働者の間で仕事を分かち合お 「労働者全体としてのワークシェアリ

生活者全体のワークシェアリング

と両立できる雇用機会を与えるもので ど就業形態を多様化することによって イプを称揚した人々が、 伝され、「オランダ型」とも呼ばれた。 ある。オランダがこれで成功したと喧 より多くの人々に家庭生活や個人生活 となろうか。具体的には短時間勤務な ば、「ワーク・ライフ・シェアリング」 ものだといえる。今風の言い方をすれ 会成員の間で「シェア」しようとする 性と女性、若者と高齢者など様々な社 説明すれば、狭義の「ワーク」を超え であるが、これを「仲間」の観点から て、生活者全体の時間のあり方を、男 「多様就業型」のワークシェアリング 二〇〇二年当時話題になったの ただし、二〇〇二年に日本でこのタ 本当にオラン

> 想でこのタイプを称揚したように思わ できる。ところが、その仕組みがなけ 生活を楽しむ時間を分かち合うことが を果たし、 により、男性も女性も等しく家庭責任 自由にするという仕組みである。それ で、しかもフル・パート相互の転換を トタイムも厳格に同一賃金、均等待遇 ある。なぜなら、オランダモデルの中 ダ型の社会を理想としたのかは疑問 実際、当時の経済産業省はそういう発 を増やすことだと理解されかねない。 して、労働力を安上がりにして、雇用 れば、要するにパートタイマーを増や 核に位置するのは、フルタイムもパー 地域社会に参加し、個人の

場と再登場ワークシェアリングの静かな退

パート労働者に差別禁止、残りのパー が進められ、二〇〇七年には一部の 者の均等待遇や均衡処遇について議論 りまとめた。また、パートタイム労働 シェアリングは人々の関心から失われ ては、低賃金不安定雇用のフルタイム 望ましい決着点であるように見えた。 就業型ワークシェアリング」の一つの イム労働法の改正が行われた。「多様 ト労働者に均衡処遇を定めたパートタ 議」が設置され、二〇〇六年に短時間 クシェアリング制度導入実務検討会 ○○三年、 ていった。多様就業型については、二 有期雇用や派遣労働の形で、 正社員の導入を中心とする報告書をと その後、 かしながら現実の労働市場にお 厚労省に「多様就業型ワー 景気回復とともにワー まさしく

シェアリングが論じられ始めたわけで 問題が注目を集める中で、再びワーク 切りという形で、非正規労働者の雇用 でいった。そして今、派遣切りや有期 非オランダ型の就業形態多様化が進ん

そして今、ワークシェアリング とは何をすることか?

だが、現実に派遣切り、 らの反撃という戦術的要素もあるよう 仲間だから仕事を分かち合おう」とい 前で進行しているさなかに、「正社員は 上げを打ち上げたのに対する搦め手か 省の応援も受けて)久しぶりに大幅賃 労働側が内需拡大を旗印に(経済産業 避難型」であるようだ。春闘に向けて、 で意識されているのはもっぱら「緊急 在ワークシェアリングという言葉 有期切りが面

> にとっては魅力的に映るであろう。 うのは、少なくとも現場の企業別組合 しかしながら、逆にそのことがそう

象となる可能性が高い。 会社の「仲間」などではあり得なかっ パート主婦やアルバイト学生が中心で、つての非正規労働者は家計補助的な 間」は、賞賛されるどころか非難の対 けで雇用を維持する正規労働者の「仲 の社会問題となったわけである。そう ゆえに派遣切り、 計維持的な低賃金労働者であり、それ たが、今日の非正規労働者の多くは家 行することを難しくする面もある。か し、会社から追い出して、自分たちだ いう非正規労働者を「仲間はずれ」に いう旧来型のワークシェアリングを実 有期切りがこれだけ

の雇用確保に充当する」ことを求め、 規労働者の賃上げ原資を非正規労働者 実際、連合加盟の全国ユニオンは「正

これを正規労働者と非正規労働者の共

の問題に触れないで「ワークシェアリ そもそも「仲間に入れてくれ」と言っ 主婦パートや学生アルバイトのように、 決めることである。しかし、かつての 間じゃないと考えるかは、その仲間が のには説明責任が生じよう。今日、そ をその意に反して「仲間」に入れない に入れないのは何の問題も生じないが ていない者をその意に応じて「仲間」 「仲間に入れてくれ」と言っている者

う主張である。 規労働者も「仲間」に入れてくれとい と呼んでいる。いくつかの新聞の社説 いる。これらは、一言で言えば、非正 ワークシェアリングの導入」を求めて も、「非正規の雇用維持を最優先とする 生を目指す「緊急ワークシェアリング」

ング」を語ることは不可能になりつつ もとより、誰を仲間と考え、誰を仲

議が浮上するものの景気回復とともに 上は、御手洗日本経団連会長、 かった。 までは至ってこな そして今回、年末

り返し、 いつしか収束する、といった状況を繰 具体的な取り組みの広がりに

ワークシェアリングは不況の度に論

下は髙木連合会長 維持の一策とし 事が、緊急的な雇用 年始の会見時に日本 会の桜井正光代表幹 経団連の御手洗冨士 夫会長や、経済同友

況時)

にも協議をしたが、途中で景気 木剛会長も年頭会見で「数年前 ワークシェアリングに言及。連合の髙 た機運が再燃した格好になった。 ない」と述べたことなどで導入に向け 含め、雇用問題を考えていかねばなら 安易な雇用縮減を許さないスタンスを 切れないまま協議を終えた経過がある。 同一価値労働同一賃金の原則等を詰め が戻ってきたこともあり、 御手洗会長は、 一月八日の 前提となる 「労使 (の 不

あると考えるべきである。

を犠牲にした正規労働者の賃金引上げ につなげていくかが問われよう。 間」意識のミクロ社会的論理を、 べきという職場に根ざした新たな「仲 正規労働者の雇用確保のために投入す 考えるマクロ経済的論理と、それを非 いうある意味で社会全体を「仲間」と ての総額人件費の維持向上が必要だと 内需拡大のために労働者の分け前とし ことが唯一の道であるように思われる の経営側が主張してきたように)総額 アップ要求ではなく、(まさにこれまで と受け取られてしまうようなベース するのであれば、非正規労働者の雇用 **人件費の問題として土俵を設定し直す** 労働組合がこの課題に応戦しようと

対応する企業もあるだろう」と述べて 時間外労働や所定労働時間を短縮して 向けた具体策の一つとして「緊急的に フォーラム」の講演でも、 雇用安定に

トップ会談で雇用の労使共同宣

勢の深刻化などの問題に 安定・創出に向けた労使共同宣言」を 歩調を取ることで意見が一致し、「雇用 確認した。雇用に関する労使の共同宣 脳懇談会では、雇用問題で労使が共同 不況のなかで広がる雇用不安や雇用情 言は二〇〇一年以来のこと。世界同時 月一五日の日本経団連と連合の 一いまこそ労

訓練などの対策を早急に実施すること 対しても、雇用セーフティネットの拡 日本経団連事務総長)として、政府に みだけでは)限度がある」(中村芳夫・ 最大限の努力をするが、(労使の取り組 とを明記した。あわせて、「雇用確保に 応じて協議や研究等を行っていく」こ 雇用に関わる諸課題について、「必要に きだ」との認識を示したうえで、今後 たな雇用創出に向けた政策を展開すべ 使が真摯に向き合い、雇用の安定と新 を求める内容となっている。 充や新たな雇用創出、そのための職業

連合は一八〇万人雇用創出プラ

している。 概ね三%弱の失業率の改善効果があ 用対策を実施することで「一八○万人 医療・介護・福祉や教育、環境、農業・ 組みに併行して「一八〇万人雇用創出さらに、連合は日本経団連との取り 用再生特別交付金」などの活用を促す 基づき、政府や各方面への働きかけを る」と試算したもの。プランの内容に の新たな雇用を生み出すことができ、 林業・水産業などの分野で緊急的な雇 プラン」をとりまとめた。同プランは、 ことで、雇用創出に取り組む構えを示 会も、「緊急雇用創出事業」「ふるさと雇 強めるとともに、構成組織や地方連合

関する当面の取り組み」として、新た を通じて①中途採用を前倒しするなど な採用を見込む企業に対し、構成組織 大に努める②採用情報を早急にハロー 「派遣切り」された労働者等の雇用拡 なお、連合はそれ以前にも、「雇用に

> どを要請。経営者協会にも地方連合会 を求めていた。 住居の確保の対応を強化する― ②失業と同時に住居を失った労働者の 者等を可能な限り非常勤等で雇用する に対しても①「派遣切り」された労働 ワークに提供する③ハローワークに出 から同様の要請を行うとともに、行政 した情報を連合に提供する――ことな

ワークシェアリングの議論には 踏み込まず

込まなかった。 労働側の認識には大きな隔たりがあり、 社会全体で取り組むべき課題と捉える と、定義付けを明確にすることも含め、 緊急避難的な取り組みだとする経営側 談会では、ワークシェアリングについ 会談ではあえて、このテーマには踏み が期待されていた。だが、個別企業の ても何らかの話し合いが行われること こうした状況の下で開かれた首脳懇

すべきではないということではなく、 を強調した。その一方で、「一切、議論 ものではない」と述べ、議論の前段に ない。三○分の意見交換で話す性格の とだ」と説明。さらに、「そもそもワー 分かち合うかのシステムを構築するこ 労使がどんな仕組み・枠組みで仕事を 業の生産調整や雇用調整ではなく、政 くともワークシェアリングは個々の企 カットするなどの見方もあるが、少な 業の行う操業を止めて賃金の一定分を 連合事務局長は、「広く捉えたら、大企 定義を再確認する必要があるとの考え クシェアリングとは何なのかが明確で 会談終了後の記者会見で古賀伸明・

> でなく政府も巻き込んでの話し合いに と認識している」とも話し、労使だけ 政労使で議論してもいい課題の一つだ

連合内にも定義や考え方に違いが

シェアリングも含まれる可能性もある。 している。 ら経営側との協議に臨む考えを打ち出 義や課題、方向性などを明確にしてか て、まずは組合内で議論を尽くし、定 な意見があって定義が不明確だ」とし 話し合いの前に)連合内でもさまざま ただし、古賀事務局長は、「(政労使の 予定だとしており、このなかにワーク 言に基づき、弾力的に協議の場を持つ いずれにしても、両組織は今後、 宣

見解を示すなど、 業では各事業所・工場で必要があれば 効果を生み出すことはなかなかできな をかけても動くことは難しく、具体的 合の中村正武委員長は、「業種・業態が だとの姿勢を示している一方、電機連 件などの検討課題を慎重に論議すべき として、その定義や手段、対象者、要 差がある。 業所でなければわからない」といった クシェアリングというのは、そこの事 実施している。各事業所に応じたワー な内容まで詳細を詰めていかなければ 全然違うのだから、総論で一律に投網 がすぐに結論を出せる問題ではない」 総連の西原浩一郎会長が、「産業、企業 い。政労使で協議する以前に、電機産 この問題については、例えば自動車 発言には微妙な温度

製造業では、

緊急対応型の

シェアリングについては、各企業にお どはそれぞれ異なっているようだ。 ことが窺えるが、その手法や対象者な シェアリングを時短と賃金カットの 決まった方法はないし、個々の会社で ける一つの選択肢にはなると思うが、 は、一月一三日の記者会見で、「ワーク セットで進める動きが広がりつつある して、いわゆる緊急対応型のワーク を中心に、減産体制に対応する措置と 号)などの見出しが目に付く。製造業 アリングも実施/アンリツ」(五〇一 の半導体子会社」(第四九六号)、「再雇 明け以降に紹介された記事を眺めても ○%の希望退職者を募集、ワークシェ から導入方針」(四九八号)、「従業員一 用社員にワークシェア/マツダ、二月 「ワークシェア一月から実施/富士通 ちなみに、日本経団連の御手洗会長 方、 当機構のメールマガジンに年

前提となる課題の話し合い が

問題との見方を強調している。

実情も異なる。個別企業の労使で決め

ることだ」と述べ、個別労使に委ねる

そして、その動きは「ワークシェアリ その運用に対する考え方が、 いえ、ワークシェアリングの定義や、 ング的」としてマスコミに報じられな の施策に取り組む企業が出始めたこと 短縮して賃金を引き下げる経営合理化 は、主に製造業で正社員の労働時間 がら広がりをみせているようだ。とは こうして見る限り、現時点での特 人によっ を

ている。
ている。

ではうのも確か。前述の髙木会長の発言にあるように、同一価値労働同一賃言にあるように、同一価値労働同一賃

職場で働く人の賃金や待遇が同じならとに行うのが基本だから、対象となるワークシェアリングは、その仕事ご

えて、今のままでは仮に同じ仕事できまで、今のままでは仮に同じ仕事でたったが、今は雇用労働者も含めて考にまで増えた非正規労働者も含めて考にまで増えた非正規労働者も含めて考にまで増えた非正規労働者の三分の一だったが、今は雇用労働者の三分の一だったが、今は雇用労働者の三分の一だったが、今のままでは仮に同じ仕事でたる。

げることは極めて困難だろう。といわれる管理系の職場などにまで広といわれる管理系の職場などにまで広といわれる管理系の職場などにまで広といわれる管理系の職場などにまでといれても、営業や企画、研究開発など

働者は一二万四八○二人に達すると予から今年三月までに失職する非正規労原生労働省の調べでは、昨年一○月

る必要があるのではないだろうか。
る必要があるのではないだろうか。
まで時計を戻して、改めて議論を深めの見直しも含め、○二年の政労使合意の見直しも含め、○二年の政労使合意が、労働時間や働き方などないる。この間に職を失う正規測されている。この間に職を失う正規

(調査・解析部 新井栄三)

各界の動句を振り返る二一〇〇二年の政労使ワー

はじめに

二〇〇一年七月に完全失業率が統計 開始以来、初めて五%に乗った。その 後、大手電機メーカーから大規模な人 後、大手電機メーカーから大規模な人 員削減計画の発表が相次ぎ、同年一二 昇には完全失業率が五・五%まで急上 月には完全失業率が五・五%まで急上 月には完全失業率が五・五%まで急上 月には完全失業率が五・五%まで急上 りしたなか、労使及び政府による社会 が合意を前提にしたワークシェアリン が勢いを増し、二〇〇二春闘のテーマ として急浮上した。

しかし、○二春闘において、個別労業に限れば、三洋電機や日本精工など業に限れば、三洋電機や日本精工など業を限れば、三洋電機や日本精工など業をした会員企業に対するアンケート発表した会員企業に対するアンケートをない」の導入消極派をあわせると八もない」の導入消極派をあわせると八ちない」の導入消極派をあわせると八ちない」の導入消極派をあわせると八ちない。○二春闘において、個別労

ング検討会議は、「日本型ワークシェア日に政労使で構成するワークシェアリカをとりあえずの導入方法としてング」をとりあえずの導入方法としてング」をとりあえずの導入方法としてング」をとりあえずの導入方法として



ークシェアリング政労使合意の記者会見(2002 年 3 月 29 日)

リング五原則」を確認。ワークシェアリング五原則」を確認。ワークシェアリングを利用した雇用維持・創出策にリングを利用した雇用維持・創出策に対しての緊急避難型(対処型)をです。対して、大型、関するフレームワークを合意した。短関するフレームワークを合意した。短関するフレームワークを合意した。短関するアレームワークを合意した。短関するアレームの関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現といる。

導入議論が開始された背景

り、希望退職の募集といったハードなり、希望退職の募集といったハードなり、元祖点がある。最初に議論が浮上いう共通点がある。最初に議論が浮上したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油危機後の一九七〇年代したのは、石油を検討がある。最初に議論が浮上いる場所である。

期に提起された。 形での雇用調整が現実的課題となる時

約できる。 論の相違点を挙げれば以下の四点に集 しかし、過去と二○○二年当時の議

ほど厳しさを増してきた。 電用情勢が悪化すると政府が予想する急速に悪化。構造改革が進めばさらにしたように、二〇〇一年に入ってからしたように、二〇〇一年に入ってからしたように、雇用失業情勢が悪化する度

第二に経済がデフレ的傾向を強める第二に経済がデフレ的傾向を強める第二に経済がデフレ・スパイラルがき起こすというデフレ・スパイラルがき起こすというデフレ・スパイラルがき起こすというデフレ・スパイラルががした「雇用」の縮小に具体的対応措置が求められる情勢になってきたためといえる。

金と雇用」「育児・介護と仕事の両立」第三は、高齢者、女性、若者など「年

日野自動車の本社

論の土壌を拡大していった。 てきたことも、ワークシェアリング議 的な働き方だけを求めない人が拡大し 年功や長期雇用を前提とした「正規」 める層が増大していること。いわゆる 「勤労観の変化」などを背景に、 女性、若者では多様な働き方を求 高齢

三月末のワークシェアリングに関する 使の協議に政府が加わり、二〇〇二年 れたこと。先行して開始されていた労 導入に向けて積極的な取り組みが見ら 盟、現・日本本経団連)、連合といっ 政府も加わり、ワークシェアリングの た全国レベルの労使団体にとどまらず、 第四は、日経連(日本経営者団体連

口火を切ったのは日経連

シェアリング論議だが、三回目の口火 このように不況期に浮上するワーク

> にしていた。 を維持した日野自動車のケースを参考 労働時間を短縮・賃金カット 以上という限定つきながら一日の所定 九九年六月から間接部門に働く五五歳 る」との考えを打ち出した。これは、 に応じた賃金削減も一つの選択肢にな 緊急避難措置として、「労働時間の縮減 ワークシェアリング」を提言。また、 労働時間の適切な配分による柔軟な 報告では、より具体的に「雇用・賃金・ 近い考え方だった。翌二〇〇〇年の同 で分割する「ジョブシェアリング」に ている一人のフルタイムの仕事を二人 提起。これは米国企業などで実施され 金分割を伴うワークシェアリング」を し、雇用

らの時間減は休業であり、時間比例の 業や長時間残業、年休不消化という現 る必要があるとしつつも、「サービス残 る。ワークシェアリング導入を検討す 年の運動方針でスタンスを明らかにす ない」との見解を示すなど、この時点 賃金カットは労基法上からも認められ 合わせる方法については、「契約時間か 緊急避難的な時短と賃金カットを組み で両者の溝は相当深かった。 ングのあり方だろう」と主張。さらに トで進めるのが日本的ワークシェアリ 実に照らして、時短と雇用確保をセッ これに対して連合は、二〇〇〇~一

ワークシェアリングの推進を提唱する 美雄慶大教授)は二〇〇〇年五月に、 様々な団体が提言活動を活発化させる。 クシェアリング研究会」(委員長・樋口 こうした労使の動向に相前後して、 社会経済生産性本部の「ワー

施策を最大限活用しつつ、

意内容は、①各種助成金など雇用安定

進を求めた。 鳴らしたうえで、雇用創出の処方箋の 業レベルで取り組む仕組みを労使が築 切った労働時間短縮が必要と主張。 した。「雇用なき成長」に対し警鐘を を支援する政策を用意すべきだと提言 き上げると同時に、政府が労使の努力 た、時短を通じた雇用創出に産業・企 の前提条件として、中長期的な思 した。提言はワークシェアリング導入 とともに、その具体的な推進策を提言 一つとして、ワークシェアリングの推 ま 13

年の『労働問題研究委員会報告』で「賃

を切ったのは日経連だった。一九九九

的なものに終わらせるべきではない」 と強調していた。 競争力の激化を考えると単に緊急避難 おける今後の少子高齢化の進展、 めているが、同委員会では「わが国に 提言では、緊急避難的制度の導入を求 協会が発表したワークシェアリングの また、二〇〇〇年四月に関西経営者 国際

政労使合意を先導した兵庫方式

目的にしていた。ガイドラインをまと 二一日、「兵庫型ワークシェアリング」 クシェアリングの導入を呼びかけた。 雇用の安定を図ることをめざすことを 用情勢が続く中、 を推進することで合意した。阪神淡路 用対策三者会議」は二〇〇〇年一二月 合兵庫、兵庫県で構成する「兵庫県雇 兵庫県だった。兵庫県経営者協会と連 大震災以降、 政労使合意の先導役を果たしたの 企業や労働組合など関係者にワー 「兵庫型ワークシェアリング」の合 関西圏でも最も厳しい雇 仕事を分かち合い、

認識に立ち、適切な賃金水準とそれを が一人でも多く社会経済活動に参加し、 き方を創造する④働く意欲をもつ県民 トオフィスや在宅勤務など、新しい働 生活のバランスを確保する③サテライ とともに、職業生活と家庭生活、地域 り、より多くの人々で仕事を分け合う 入・活用により総労働時間の短縮を図 間残業の削減、長期休暇制度などの導 支える評価システムを確立する②長時 の維持・確保を最優先するという共通

的に推進する⑥兵庫県の地域特性や震 なっている。 る限りの支援を行う一 としても必要な環境整備をはじめでき 分な協議と合意のもとに実施し、行政 組みを進める⑦各取り組みを労使の十 将来の発展可能性を十分踏まえた取り 災復興の中で得た貴重な経験を生かし、 の向上に向けた職業能力の開発を積極 ―の七項目から

の就業能力(エンプロイヤビリティ)

「活力ある兵庫」を実現する⑤労働者

事例あたり一○○万円上限の補助を行 年度から県は、新たに「ワークシェア 明を中心にワークシェアリングの普及 い、ワークシェアリングに実験的に取 リング・モデル事業」を導入した。一 のはほとんどなかったため、二〇〇 しかし、この段階では合意に至ったも たり八万円の派遣経費は県が負担する ワークシェアリングを説明。一団体あ を無料で派遣し、経営状態に合った ザー事業である。中小企業診断士など に努めた。具体策の一つがアドバイ その後、兵庫県と労使は企業への説 、組む企業を公募した。

動き出すワークシェアリング議論

アリングの検討が始まったのは二○○ 年に入ってからだった。 中央レベルで労使によるワークシェ

忠雄・日経連副会長(当時、メルシャ 催のワークシェアリングに関する国際 心事項を整理するにとどまった。 会を設置したが、結果的には両者の関 クシェアリング」に関する事務局勉強 連合と日経連は「多様な働き方・ワー 示された。これを受け、翌年四月以降 同研究を実施するとの意向が双方から した連合の笹森清会長(当時)と鈴木 シンポジウムでパネリストとして参加 ン会長)から、日経連と連合による共 前年の二〇〇〇年一一月に長崎県主

状態が続いたからだった。 考え方をとらないなど、「同床異夢」の ており、日経連側はワークシェアリン 連合は時短による雇用創出にこだわっ は多様な働き方の選択肢の一つとして グがそのまま雇用増につながるという ワークシェアリングを位置づける一方、 する議論がかみ合わなかった。日経連 この段階でワークシェアリングに関

務などを導入し勤務形態を多様化させ 類型化。今後、重要となるワークシェ 用維持型(中高年対策型)③雇用創出 を、①雇用維持型(緊急避難型)②雇 する調査研究報告書」でワークシェア 生労働省の「ワークシェアリングに関 の頃だ。二〇〇一年四月に発表した厚 アリングの類型を聞いたアンケート調 型④多様就業対応型――の四タイプに 査では、企業、勤労者とも、短時間勤 政府が具体的な動きを見せたのもこ 女性や高齢者などの雇用機会を広

げる「多様就業対応型」を最も多くあ

定期大会で連合会長に選出されてから 至らなかった。議論が本格的に動き出 たものの、議論が深まるところまでは したのは、笹森清氏が○一年一○月の こうした、労使や政府の動きはあっ

り込み、労使の役割を明らかにした。 制する」、一方、労働組合は「賃上げ 者は「雇用を維持・創出し、 深刻な雇用情勢の打開策として、使用 意』推進宣言」を共同で発表。宣言は、 大のネックとなっていた所得抑制につ については柔軟に対応する」などを盛 トップ懇談で、「『雇用に関する社会合 宣言発表にこぎつけた背景には、最 ○月一八日、連合と日経連との 失業を抑

政労使ワークシェアリング検討会議実務レベル作業委員会

明らかにした。一一月二七日に開かれ めてほしいと要請があったという。 た。首相からは結論を三月までにまと し合う場を今年中に設ける考えを示し ついて、政府も含めた政労使三者で話 組んでいるワークシェアリング論議に 森会長に対して、労使が先行して取り た政労会見で、小泉首相(当時)が笹 を開始。その後、 アリング問題研究会」を立ち上げ議論 ○月末に「多様な働き方・ワークシェ グについての議論の土俵が整った。 むをえないと踏み込んだことがある。 カットした分賃金が少なくなるのはや いて連合側が、 連合と日経連はこの宣言を受け、 緊急避難的ワークシェアリン 所定内労働の削減で 政府も関与の姿勢を

りの労働時間を短縮する場合では、一

日最大一一五分短縮。月あたりの労働

導入例が出始めた緊急避難型

リングの事例が二〇〇二年に入ってか ら出始める。 せるように、緊急避難型ワークシェア こうした政労使の協議に歩調を合わ

①一日あたりの労働時間を短縮する② 外部からの就労者を削減した②要員の ワークシェアを導入できる部署は、 は最低でも八割を保障する。そのため、 適用基準を設定した。実施中の基本給 など外部の就労者を削減したかなどの 実施されないよう、請負・派遣労働者 二通り。単に総額人件費抑制のために 月あたりの労働日数を削減する― ○%に圧縮することで労使合意。 だった。二月に時短と基本給を最大八 リング導入に踏み切ったのが三洋電機 一日から実施に移された。実施形態は 大手メーカーで初めてワークシェア 四月 | の

期にわたり生産の回復がない――のす 要員数と仕事量に乖離がある④中・ 再配置の努力をした③要員再配置後も べてを満たすところとの基準を設けた 実施形態は、一日あたりの労働時間

支部と事業場が協議して決めることに の休日が最大で五日増加する。 日数を減らす場合では、一カ月あたり した。賃金については、労働時間を最 なお、短縮時間や削減日数は、労組

準に減額される。実施期間は六カ月か

大まで減らすと、基本給が八○%の水

ら長くても最大三年。適用基準を満た

間中の希望退職、整理解雇を禁止して 型ワークシェアリングの方針をいち早 間を七時間に短縮した場合、短縮した 雇用維持を図る。八時間の所定労働時 の賃金について六割以上を保障し、期 起した。最長三年間の協約を結び、一 中央委員会で緊急避難措置としての 産別組織JAMだった。○二年一月の く提起したのが金属機械関係でつくる さなくなれば、その時点で終了する。 五%以内の減額となる。 払われれば、一日当たりで換算すると 持・確保を狙う制度で、 日当たりの労働時間を短縮。雇用の維 六○%規定の発想を応用したものだっ 金保障水準は、労働基準法の休業手当 「JAM型ワークシェアリング」を提 時間の賃金に関して六○%以上が支 一方、産業別労働組合で、緊急避難 短縮した時間 時短部分の賃

これを踏まえ、 JAM傘下でベアリ 短縮と月あたりの労働日数削減の二通

労働時間の減り具合は、一日あた

ング最大手の日本精工の労使は「就労 に合意した。三月末までの限定的な制 に合意した。三月末までの限定的な制 度ながら、「JAM型」の先鞭をつける 形となった。その内容は、所定内労働 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 時間四○分)し、基本賃金を六%程度 も前橋工場(群馬県)の一○○○人、 も前橋工場(神奈川県藤沢市)の三三○ 人と限定的な実施となった。

移した労使もあった。 を、当面の雇用対策と位置づけ、二○ を、当面の雇用対策と位置づけ、二○ を、当面の雇用対策と位置づけ、二○ を、当面の雇用対策と位置づけ、二○ ○二春闘の労使交渉で合意し、実施に ○二春闘の労使交渉で合意し、実施に

兼業を解禁し、話題となった。製作所などではこれまで禁止していたシェアリングとは括りにくいが、日立また、こちらも直接的にはワーク

公務部門にも拡大

民間でのワークシェアリング論議の 高まりを受け、公務分野でも導入の動高まりを受け、公務分野でも導入の動きが出てきた。二○○○年度から兵庫県が県庁職員の超過勤務手当の五%、が皮切りだった。超過勤務手当の五%、が皮切りだった。超過勤務手当の五%、が皮切りだった。超過勤務手当の五%、に非常勤職員を採用した。採用は二九に非常勤職員を採用した。採用は二九人。一〇○一年度 採用したのは一七○人(うち再任用六五人)で、増員分の原資としてさらに五人。二○○一年度

道、青森の三道県が導入した。
お与水準は四分の三に抑えている。
間。正職員より労働時間が短いため、
間。正職員より労働時間が短いため、
でらに○二年四月からは秋田、北海延長できる。勤務は週四日間で三○時

秋田県は、職員の残業時間を一割減秋田県は、職員の残業時間を一割減秋田県は、職員の残業者――で、報都で、一三万一〇〇円となっている。勤務の一三万一〇〇〇円となっている。勤務は週四日で、契約期間は一年間の延長は週四日で、契約期間は一年間の延長なしとしていた。

が濃いことが大きな特徴だった。る若年雇用に対する対策という色合いアリングは、民間とは異なり、悪化すこのように、公務部門のワークシェ

勤・退職手当なしの月額一○万三七○

できる措置を盛り込んだ。給与は、通本人の希望があればさらに一年間延長

り扱い――について、労使協定を結ぶ

必要があるとしている。

○円とした。

溝は深いがとりあえず政労使合意

月から始まった政労使による検討会議二〇〇二年三月二九日、前年の一二

で、日本型ワークシェアリングに関する原則を合意した(P40~41参照)。る原則を合意した(P40~41参照)。とは画期を合意に署名した坂口力厚労相に高力を表別で、合意の意義をこう評価した。「環境整備に向けてさらに検討をた。「環境整備に向けてさらに検討を決めていきたい」(坂口大臣)、「生産性深めていきたい」(坂口大臣)、「生産性に要出会長)、「政労使の合意ができたことは画期的なこと」(笹森会長)。雇用問題に関してこうした形で政労使間用問題に関してこうした形で政労使間を対象が、日本型ワークシェアリングに関する原則を合意した。

示する。リングの取り組みに関する五原則を提政労使合意では、まずワークシェア

型」と「多様就業型」に分類した。「雇用の維アリングをこう定義した。「雇用の維度の適切な配分を目指すもの」。そし間の適切な配分を目指すもの」。そし間の適切な配分を目指すもの」。そして今後、進めるべきワークシェアリングをこう定義した。「雇用の維アリングをこう定義した。「雇用の維アリングをこう定義した。「雇用の維

雇用維持のための短期的対策の側面 雇用維持のための短期的対策の側面 を持ているのが特徴だ。今後検討すべき けているのが特徴だ。今後検討すべき けているのが特徴だ。今後検討すべき が強い緊急対応型ワークシェアリング」の柱を 多様就業型を中長期的な課題に位置づ でついては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がについては、不良債権処理の集中調 がにしていた。

> ②部門、職種などの対象範囲③所定労 認し、協議の具体的な留意点として、 収入(月給、賞与、退職金など)の取 あたりか、稼働日数か) ④時短に伴う 働時間の短縮の幅と方法(削減は一日 えで、①実施および終了の基準、 り賃金は減少させない」と注記したう 留意点を示している。まず、「時間あた それに伴う収入の減額を行うもの」と 発支援を行うこと― 間管理を適正化すること④多様な働き 仕事の仕方を見直すとともに、労働時 え方を検討すること②公正な処遇につ 職務を明確化し、時間あたり賃金の考 多様就業型ワークシェアリングでは、 協議を尽くすことが必要」と改めて確 クギを刺す。実施にあたっては「十分 断と合意により行われるべきもの」と グはあくまで「個別労使の自主的な判 したうえで、具体的に導入する場合の グについては「所定労働時間の短縮と いて使用者は十分な説明を行うこと③ ①短時間勤務や隔日勤務などに向け、 方に見合った企業内教育訓練や自己啓 また、緊急対応型ワークシェアリン ーを例示している。 期間

原則はまた、「多様就業型ワークシェ原則はまた、「多様就業型ワークシェを求めている。政府の積極的な関与さに見合った公正・均衡処遇のあり方きに見合った公正・均衡処遇のあり方きに見合った公正・均衡処遇のあり方きに見合った公正・均衡処遇のあり方きに見合った公正・均衡処遇のあり方さに見合った公正・均衡処遇のあり方さに見合った公正・均衡処遇のあり方さに見合った公正・均衡処遇のあり方とで、関係に対するとしており、医療保険も検討対象に加えた。

向けて、労使はともに賃金・人事制度は、多様就業型ワークシェアリングに 者は時短に伴う収入減への柔軟な対応 緊急対応型ワークシェアリングの実施 の見直しなどの環境整備に努めること、 に努めることを指摘している。 に際して、経営者は雇用の維持、労働 さらに原則のなかで、労使に対して

緊急対応型の政府支援

的に考えざるを得ないだろう」(奥田碩 援について、検討に着手。経営側は支 れることになった。 中の時限的施策ということで、実施さ 最終的には小泉構造改革の「調整期間 会長)との姿勢に転換した。そして、 源が出てくるなら、それはそれで肯定 念があると、政府の財政支援に否定的 業との間に「不公平感」が生まれる懸 援を受けられる企業と受けられない企 シェアリングに対する政府の財政的支 受けて、厚労省は、緊急対応型ワーク な姿勢が強かったが、「何らかの形で財 が基本的考え方で合意に達したことを 政労使ワークシェアリング検討会議

用することになった。 取組む事業主団体等への支援③雇用調 地域求職活動援助事業の活用による シェアリング対応の支援事業の新設② 出特別基金を活用した新たなワーク 整助成金の活用 ワークシェアリングの導入・普及等に 支援策のスキームは、①緊急雇用創 ――の三つの制度を活

(調査・解析部次長 荻野登

ワークシェアリングに関する 政労使合意

なっている。 国民の雇用不安を解消することが必要と 業の防止などにより痛みを最小限に抑え、 造改革が進む中で、雇用情勢が更に悪化 他方、今後、不良債権処理の進展など構 の見直しを行うことが必要とされている で、これまでの働き方やライフスタイル 産業構造の変化などが急速に進展する中 する可能性も否定できないことから、失 現在、 我が国では、少子高齢化、 経済

きた。 営者団体連盟と日本労働組合総連合会が 会議」を開催し、精力的な検討を行って 月以来、「政労使ワークシェアリング検討 ついての合意形成を図るため、昨年一二 シェアリングに対する基本的な考え方に たことを踏まえ、政労使の三者でワーク 「雇用に関する社会合意推進宣言」を行っ このような中で、昨年一〇月、日本経

グについて検討を行った。 要があると考えられるワークシェアリン 関心も高く、かつ、速やかに取り組む必 が国の経済社会の現状に鑑み、政労使の は様々な形があるが、この会議では、我 ワークシェアリングと呼ばれるものに

リングについての基本的な考え方」につ 深めていくこととしたい 環境整備の具体化に向けて、 れらを労使関係者に広く周知するととも いて合意した(別紙)。今後、三者は、こ 本労働組合総連合会は、「ワークシェア 今般、政府、日本経営者団体連盟及び ワークシェアリングの実施のための 更に検討を

> 厚生労働大臣 坂口 力 日本経営者団体連盟会長 奥田 日本労働組合総連合会会長 笹森 碩

平成14年3月29日

緊急対応型ワークシェアリングの実

別紙

の基本的な考え方 ワークシェアリングについて

る5原則

1. ワークシェアリングとは、雇用の維 り組むことが選択肢の一つである。 対応型ワークシェアリングに緊急に取 情勢に対応した当面の措置として緊急 適当であり、また、現下の厳しい雇用 を行うものである。我が国の現状にお 持・創出を目的として労働時間の短縮 グの環境整備に早期に取り組むことが いては、多様就業型ワークシェアリン

法等について十分協議を尽くすことが 持・向上に努めつつ、具体的な実施方 べきものであり、労使は、生産性の維 の自主的な判断と合意により行われる の企業において実施する場合は、労使 必要である。

3. 政府、日本経営者団体連盟及び日本 ものとする。 環境づくりに積極的に取り組んでいく 契機となるとの認識の下、そのための クシェアリングの推進が働き方やライ 労働組合総連合会は、多様就業型ワー

多様就業型ワークシェアリングの推

清 施に際しては、経営者は、雇用の維持 に努め、労働者は、所定労働時間の短 縮とそれに伴う収入の取り扱いについ て柔軟に対応するよう努める。

[ワークシェアリングの取り組みに関す

2. ワークシェアリングについては、個々

フスタイルの見直しにつながる重要な

見直し等多様な働き方の環境整備に努 た公正な処遇、賃金・人事制度の検討・ 進に際しては、労使は、働き方に見合っ

リングの形 ー. 速やかに取り組むべきワークシェア

維持・創出を図ることを目的として労働 金・労働時間の適切な配分を目指すもの である。 時間の短縮を行うものであり、 (1) ワークシェアリングとは、 雇用・賃 雇用

る形で実施することが必要である。 生産性の向上が必要とされており、ワー 雇用の維持・創出が強く求められる一方 により実施されることが必要である。 クシェアリングについても、これに資 企業における労使の自主的な判断と合意 (2) 我が国の経済社会の現状においては また、ワークシェアリングは、個々の

型ワークシェアリングの環境整備に早期 様な働き方の選択肢を拡大する多様就業 るため、緊急対応型ワークシェアリング に取り組むことが適当である。 また、当面の厳しい雇用情勢に対応す

(3) こうした観点から、我が国では、多

選択肢の一つである。 多様就業型ワークシェアリングの

について緊急的な取り組みを行うことが

1 基本的考え方

り方

き方を適切に選択できるようにすること シェアリングの手法を活用して多様な働 次のような効果を有していると考えられ ありうるが、個々の企業の労使がワーク (1) 労働者の働き方には様々な形態が 我が国の経済社会の現状において、

(1) 国民の価値観の多様化や仕事と家のできる。

る

(2) 経済のグローバル化、産業構造の(2) 経済のグローバル化、産業構造の悪営効率の向上を図ることができる。経営効率の向上を図ることができる。経営効率の向上を図ることができると様化等に対応し、女性や高齢者を含む様化等に対応し、女性や高齢者を含む様化等に対応し、女性や高齢者を含む、 少子高齢社会における支え手をもに、少子高齢社会における支え手をもに、少子高齢社会における支え手をもに、少子高齢社会における支え手を増加させることができる。

ることができる。(4)労働者と企業の多様なニーズに応

(2) 労働者がその能力を十分発揮できるようにし、企業の活力を高めていくためには、多様な働き方が適切な選択肢とめには、多様な働き方が適切な選択肢とめには、多様な働き方の企業において、従来のそのため、個々の企業において、従来の雇用慣行や制度の検討・見直しに取り組属 人物 (を) (2) 労働者がその能力を十分発揮できるようにし、企業の活力を高めていくことが必要である。

2. 実施に当たっての留意事項

多様な働き方の実現に向けての環境整備(1)正社員の短時間勤務や隔日勤務など進めることが望ましい。進めることが望ましい。

正な処遇を図ること。また、使用者は、(2)多様な働き方及び成果に見合った公について検討を行うこと。について検討を行うこと。

の職業能力の向上を図ること。 育訓練や自己啓発の支援を行い、労働者 では、多様な働き方に見合った企業内教

3. 政府の取り組み

保険適用のあり方については、平成16(2)また、短時間労働者に対する社会で、引き続き検討を行う。
て、引き続き検討を行う。
て、引き続き検討を行う。

(2) また、短時間労働者に対する社会保険適用のあり方については、平成16 保険適用のあり方については、平成16 保険適用のあり方については、平成16

り方Ⅲ.緊急対応型ワークシェアリングのあ

- ・基本的考え方

(1) 現在、景気は悪化を続け、生産量や売上げが減少している企業では雇用過や売上げが減少している。今後、不良債権処理など構造改革が進む中で、個々の企業が雇用削減を続ければ、雇用情勢は更にが雇用削減を続ければ、雇用情勢は更にが雇用削減を続ければ、雇用情勢は更にが雇用削減を続ければ、雇用情勢は更にが雇用削減を続ければ、産用情勢は更にが雇用削減を続ければ、産業者の発される。こうした観点から、失業者の発される。こうした観点から、失業者の発される。こうした観点から、失業者の発される。

より、生産性の維持・向上を図りつつ、面の緊急的な措置として、労使の合意に減少に伴い余剰人員が発生した場合、当減少に伴い余利人員が発生した場合、当にないて一時的な生産量等の間、

期間、対象範囲等については、個々の企期間、対象範囲等については、個々の企業において従来から行われてき低々の企業において従来から行われてきた雇用調整措置とは異なる新たな雇用調整の手段として位置づけられるものである。また、その実施のタイミング、実施る。また、その実施のタイミング、実施をの手段として位置づけられるものである。また、その実施のタイミング、実施をの手段として位置づけられるものである。また、その実施のタイミング、実施

2. 実施に当たっての留意事項

業の実情に応じて判断されるべきもので

ある。

(1) 緊急対応型である。
で、次の点について十分に協議し、合意実施に当たっては、個々の企業の労使間実施に当たっては、個々の企業の労使間

期間(1)実施及び終了の基準、実施する

(2) 実施する対象範囲(部門、職

種等)

削減等)(1日当たり労働時間短縮、稼動日数(3)所定労働時間の短縮の幅と方法

(4) 所定労働時間の短縮に伴う収入(月給、賞与、退職金等)の取り扱い(月給、賞与、退職金等)の取り扱い(注)時間当たり賃金は、減少させないものとする。(注)時間当たり賃金は、減少させないものとする。

(3) 緊急対応型ワークシェアリングの実施に先立ち、労働時間管理を徹底し、実施する場合であっても、労使は、生産実施する場合であっても、労使は、生産性向上やコスト削減など経営基盤の強化性の上やコスト削減など経営基盤の強化である。

3. 政府の取り組み

策について、引き続き検討を行う。 政府の財政的支援について、具体的な支援方程度行われる新たな雇用調整の手段であるという観点に立って、今後2~3年間の財政的支援について は、公平性のいた。

・政労使合意の周知等

(1)政府、日本経営者団体連盟及び日本労働組合総連合会は、この「ワークシェアリングについての基本的な考え方」を個々の企業の労使に周知するものとする。個名総連合会は、個々の企業の労使に対組合総連合会は、個々の企業の労使に対組合総連合会は、個々の企業の労使に対組合総連合会は、個々の企業の労使に対し、多様な働き方の実現に向けての環境し、多様な働き方の実現に向けての環境し、多様な働き方の実現に向けての環境し、多様な働き方の実現に向けての環境し、多様な働き方の実現に向けての環境には適切に行うよう、働きかけを行う合には適切に行うよう、働きかけを行う合には適切に行うよう、働きかけを行う

' その他の事項

(1)政府、日本経営者団体連盟及び日(1)政府、日本経営者団体連盟及び日のようものとする。

創出
(2)政府は厳しい雇用情勢に対応し、総(2)政府は厳しい雇用情勢に対応とする。

(2) 労働市場の整備

追しの検討 多様な働き方に関する労働法制の見

(3) セーフティネットの整備